

別紙:意見照会回答書(写し)一覧(東京弁護士会)

東弁2021意照第17号回答書

(民事訴訟法(IT化関係)の改正に関する追加試案(案)について)

1	民事訴訟問題等特別委員会	P2
2	民事司法改革実現本部	P13
3	犯罪被害者支援委員会	P15
4	性の平等に関する委員会	P18
5	法制委員会	P23
6	子どもの人権と少年法に関する特別委員会	P27
7	消費者問題特別委員会	P28
8	民事介入暴力対策特別委員会	P29
9	法友会	P32
10	法曹親和会	P39
11	期成会	P44
12	法友全期会	P47
13	親和全期会	P52

2021（令和3）年9月24日

東京弁護士会  
会長 矢吹 公敏 殿

東京弁護士会  
民事訴訟問題等特別委員会

2021年8月27日付東弁2021意照第17号（法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会がとりまとめた「民事訴訟法（IT化関係）の改正に関する追加試案（案）」（資料1）に対する意見）について、当委員会は、以下のとおり、ご意見を申し上げます。

なお、2021年8月17日付東弁2021意照第15号での回答と同一のものとなりますのでご承知おきください。

## 記

### <民事訴訟法（IT化関係）の改正に関する追加試案（案）に対する意見>

#### 第1 訴状における秘匿措置

##### 1 追加試案本文

[意見]

賛成である。

[理由]

- ① 「社会生活に著しい支障を生じるおそれがあること」を理由に原告が提訴を躊躇し、正当な権利が裁判により実現される可能性を奪ってはならないからである。
- ② 現行民事訴訟法下では、性犯罪やDVの被害者が、氏名・現住所の秘匿ができないために泣き寝入りしている事件が少なくないと考えられ、立法目的は適切である。
- ③ なお、現在運用されている家事調停申立を行う際には、申立人は住所について記載せずに行う（秘匿する）、若しくは、知られても問題ない住所を記載することなどが可能である。民事訴訟でも、原告の実質的な裁判を受ける権利を保障するため、秘匿の措置の必要性があることは、多くの弁護士にとって、共通の理解であると思料する。

[補足意見]

- ④ 成りすましや虚言などの不当な申し立てであった場合、被告側の防御が困難になりがちであり、他方で、要件充足の判断が厳格に過ぎると、真実の被害者にとっては利用を躊躇することにつながりかねず、両者の調和が

難しく、要件の定め方、その判定の在り方については、さらなる検討が必要であると考えます。

- 運用上は、原告側に代理人弁護士が就任している場合には、緩やかに認めることも考えられてよいと思料する。
- ⑧ 「社会生活に著しい支障を及ぼすおそれ」との要件には、具体例を例示列挙することも必要ではないかとの意見もあった。
- 要件がカバーする範囲はこの要件立てと説明（19-2）だけでは分かりにくいのでもう少し具体的な検討が必要である。  
また、説明によると、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」の要件だと身体の安全等が要件を満たさないこともあるとの意見もあったようだが、そうであれば、生命身体の安全は最重要の保護法益であるのでこれが含まれるような文言への修正が必要と思料される。
  - 例示する文言を検討するにあたり、身体の安全等については、権利保釈除外事由を定めた刑事訴訟法89条5号（いわゆる“お礼参り等の防止”「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき」）や、これに至らなくても、ストーカー規制法における「付きまとい等」（ストーカー行為などの規制に関する法律第2条）などを参考にしてはどうか。

## 2（注1）について

[意見]

「身体の安全等が害されるおそれがあることを要件とする考え方」（限定）には反対である。

原告の保護法益は、「身体の安全等」に限定されるべきではなく、広げて扱う必要がある。

[理由]

- ① 秘匿措置を検討すべき典型的な事案としては、DV案件や暴力団関係者を被告とする案件、刑事事件に起因する損害賠償請求事件が考えられる。これらの事件では、原告が主に身体への加害による報復行為を恐れ、客観的にも強く懸念されるケースもあると考えられる。そのため、秘匿措置を認める要件として「身体の安全等が害されるおそれがある」とこととすれば、秘匿措置を必要とする大半の案件をカバーすることができると思われ、また要件としても比較的明確になるといえる。

しかし、たとえばDV案件において、その態様は身体への直接的な有形の暴力だけではなく、身体以外の物の破壊行為や暴言（言葉による暴力）もある（男女共同参画局HP：[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/dv/02.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/02.html)）。

- ② また、身体への加害がされないまでも、DVの加害者（被告）や暴力団関係者が原告の周辺に現れたり、原告の関係先に現れるようなことがあ

れば、原告が平穏な社会生活を送る利益が著しく害されることが容易に想像される。

これらの懸念も原告をして、DV加害者や暴力団関係者、刑事事件の加害者からの報復を恐れて提訴を躊躇する大きな原因となりうるし、身体への直接的な有形の暴力に比して軽視されるべきものではないと考える。

- ③ さらに、昨今のネットによる中傷や嫌がらせの深刻さからすると、直接的な有形の暴力や暴言ばかりでなく、原告の個人情報在不特定多数の者に暴露されたり、個人情報とともに虚偽の情報を流布されたり、それに起因して誹謗中傷が行われることで原告本人が心身の不調をきたしたり、原告の勤務先や家族・交友関係にまで嫌がらせが拡大したりすることはもはや珍しいことではない。そしてこれらネット上の中傷や嫌がらせによって原告に生ずる社会生活への支障も看過できないものといえ、それを理由に原告が提訴を断念することも考えられるところであるから、秘匿措置の要件を定めるにあたっては、身体等の安全が害されるおそれのある場合に限定せず、幅広く社会生活に著しい支障を生ずるおそれがある場合を想定して定めるべきと考える。
- ④ 保護法益について、様々な法益が含まれ得るとすれば秘匿措置の可否の決定基準があいまいになるのではないかとの懸念もあるが、原告の裁判を受ける権利の保護という観点からすれば、身体の安全等だけを保護法益とする積極的理由はないと考える。
- ⑤ 裁判に関わることで不当な不利益を被る者が生じてはならないはずで、身体の安全等だけを保護法益とする理由はない。  
秘匿措置により生じ得る不都合については、保護法益を厳しく限定することで対処するのではなく、別途の利益衡量により解決を図るべき。

### 3 (注2) について

[意見]

- ① 原告、法定代理人に限定せず、これらの者の親族、親族に類する者に広げる案に賛成である。  
ただし、「身体の安全等が害されるおそれがある場合」に限ることに反対。
- ② 原告、法定代理人に限定せず、これらの者の親族、親族に類する者に広げる案に賛成であるが、原告・法定代理人の場合とは要件が異なってよい。

[①理由]

- ① 親族及び親族に類する者が、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合も、原告本人が提訴を躊躇する大きな要因となる。  
一部反対部分の理由は、(注1 ①～④) で述べたとおり。
- ② ネット、SNSによる誹謗中傷が拡散し、その内容が消されることがなく残り続けるによっても社会生活を営む上で大きな(著しい)支障となり得るうえ(家の壁の落書きは消せば終わりかもしれないが、それでも大

きな支障である。一度ネットに出回った情報はネット上に残り続け、消そう消そうとしても完全に消去することも適わない)、心は傷つけられ、自ら命を絶つ原因ともなり得るからである。

法制審議会、刑事法(犯罪被害者氏名等の情報保護関係)部会の諮問第115号を拝読しても、同様に考えられる。

[㊸理由]

(原告・法定代理人以外の)親族等の支障が生じる場面は、かなり限定的ではないかと考えるからである。

例えば、親族が同居しているのであれば、それは原告本人の支障と考えられるので、原告・法定代理人とは違って、原告・法定代理人以外の者に対する秘匿の要件が異なっても良いのではないかと考える。

4 (注3) について

[意見]

賛成である。

ただし、訴訟手続上、被告の攻撃防御の点も軽視してはならないから、識別情報や推知情報を秘匿できるとした場合に、被告の攻撃防御権を不当に害することがないように十分配慮されなければならない。

[理由]

秘匿措置による原告の利益と訴訟での攻撃防御による被告の利益との調整は不可欠である。

[補足意見]

反訴の際の手当が必要ではないか。

秘匿措置がとられた場合、反訴原告(本訴被告)が反訴を提起したい場合、反訴被告(本訴原告)の住所が秘匿されていることにより、反訴状に記載すべき反訴被告(本訴原告)の住所がわからない、という事態が想定されるところ、本訴原告について秘匿措置がとられた場合、反訴においては、秘匿された情報は記載不要等の措置をとる必要があるのではないか。

第2 送達場所等の届出における秘匿措置

1 追加試案本文について

[意見]

賛成である。

[理由]

第1に賛成する理由に同じ。

2 (注) について

[意見]

賛成である。

[理由]

昨今のネットによる中傷や嫌がらせの深刻さからすると、当事者の通知アドレスが相手方に知られることにより、直接的な暴行や暴言以外の行為により当事者が深刻な被害を受けることが予想される。

### 第3 調査嘱託における秘匿措置

#### 1 追加試案本文について

[意見]

賛成である。

[理由]

第1に賛成する理由に同じ。

訴訟係属後の裁判手続の中でも同様の秘匿措置がとられなければ、第1、第2における秘匿措置も有名無実となってしまう。

#### 2 (注) について

[意見]

- ① 秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を拡張することに賛成するが、先送りにするのではなく、今回の改正により一斉に適用できるように準備すべきである。
- ② 送付嘱託と文書提出命令では、調査嘱託の報告書とは異なり、裁判所に提出された書面が直ちにそのまま証拠となるものではないが、相手方当事者が「当事者識別推知情報記載部分」を閲覧・謄写することが無制限に許されるというのでは、調査嘱託の場合と同じ問題が生る。  
したがって、送付嘱託及び文書提出命令にも、今回の改正で拡張すべきと考える。
- ③ 商事法務研究会の報告書14頁に記載されている一部の意見と同様に、釈明処分としての調査嘱託（法151条1項6号）と提訴前証拠収集処分としての調査嘱託（法132条の4第1項第2号）についても、法186条の調査嘱託の場合と同じ問題が生じると思われるため、これらにも今回の改正で拡張すべきと考える。

[理由]

上記のとおり、秘匿措置を実効あらしめるためには、制度に穴が生じないよう訴訟係属後の各手続きにおける秘匿措置についても、同時に規律を定めておくべきである。

[説明部分における意見]

当事者が複数いる場合に、保護法益の帰属主体である当事者及び加害行為等のおそれがある当事者以外の当事者が提出する資料にも秘匿措置を設けるかについて、及び、共同訴訟の中で秘匿措置がされた証拠や主張書面の扱いについても意見が出ているようであるが、一般的に、共同被告（あるいは原告）間では情報共有されることが多いので、秘匿措置が決定された情報については、一律に全当事者との関係で秘匿されるべきであり、一部の被告との関係で秘匿措置を取り消す扱いは混乱を生じさせるだけではないかと考える。

#### 第4 証人尋問の申出における秘匿措置

##### 1 追加試案本文について

[意見]

- ① 反対である。
- ② 賛成である。

[①理由]

証人の属性は、証言内容の証拠力に影響するところが少なからずあると考えるので、当事者以外の証人について秘匿措置をとることは慎重であるべきと考える。

「当事者又は法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合」との要件で調整を図る趣旨と思われるが、仮にそれが認められて秘匿措置がとられた場合に、相手方当事者としては尋問準備に著しく支障が生じる可能性があり、反対尋問権の侵害としてそもそもそのような尋問を行うべきなのかという疑問がある。

[②理由]

- ① 犯罪被害者やDV被害者等の保護を図る観点から。  
すなわち、証人の情報から当事者の秘匿情報が知れることを防止したり、証人自身の社会生活に支障が生じるおそれを防止する必要性もある。
- ② 証人尋問の申出という手続きを利用することで、秘匿措置の実効性を担保できない結果が招来される懸念があり、限定的にでも秘匿制度を認めるべき事案はやはりあると思われる。
- ③ 攻撃防御において予想される不利益に関しては、第5不服申し立ての1（2）アの除外事由による取消しの申立てとその裁判によって調整を図るべきである。
- ④ 追加試案の本文や（注1）の考え方を採用すると、証人尋問を実施するにあたって遮蔽措置（法203条の3）の上申もされることが多いと予想されるところ、相手方当事者にとって、証人尋問の現場においても、証人が誰なのか判らないという事態が生じ得る。  
そのような事態が生じた場合、反対尋問の準備どころか、尋問期日においても反対尋問ができないに等しいと考えられることから、遮蔽措置は設けない運用をする、不服申し立てによる取消しを積極的に認める等、反対尋問権が不当に害されないよう慎重な配慮・運用が必要と考える。

[補足意見]

(本文につき⑩賛成を前提として) 不服申立ての制度設定があることの他に、被告側に代理人弁護士がついている場合に、被告本人に知らせないことを条件として、被告訴訟代理人に対し、相手方当事者の攻撃防御の権利の保護との関係などを考慮しつつ、裁判所が何らかの開示を認める制度についても検討するべきではないか。

## 2 (注1) (注2) について

[意見]

- ① 反対である。
- ② 賛成である。

[①理由]

本文について述べた理由と同じことがあてはまる。

また、証人自身の法益保護を目的に秘匿措置をとることは、当事者の法益保護とは異質の問題であり、同列に論じるべきではない。

[②理由]

本文で述べた理由①②と同じ。

## 第5 不服申立て

### 1 追加試案本文1 秘匿措置の取消について

#### (1) 1 (1) のアイについて

[意見]

ア、イいずれについても、賛成する。

[理由]

要件欠缺の場合は秘匿が認められるべきではない。

#### (2) 1 (2) アイについて

[意見]

- ① アに賛成し、イには反対する。
- ② ア、イともに賛成する。

[①理由]

- ① 秘匿措置による当事者の法益保護と、相手方当事者の攻撃防御の権利の保護との調整は必要である。

しかし、一部の者に除外事由を認め、他の当事者との関係では認めずに相対的効力を認めることは、結果的に全員に除外事由を認めることと変わらないと思われるので、扱いは一律にすべきと考える。

- ② 相対的効力を認める場面としてどういう事例が想定されているのか、判然としない。集団犯罪のような場合は一部のみ取消を認めるべきではなく、実際にも認められることはないと思料される。相対的効力を認める必要のある具体的な場面が想定できない限り、扱いは一律である



べき。

[⑤理由]

相対的効力にすることで守られる事案もあると思われるところ、運用により調整することが望ましいと考える。

(3) 1 (3) (4) について

[意見]

賛成する。

[理由]

特段否定する理由はない。

2 追加試案本文2 即時抗告について

[意見]

賛成する。

[理由]

特段否定する理由はない。

[本文に対する補足意見]

- ① 秘匿制度ができると、本案の成否と不服申立事由の存否とが重なり合う事例が多いと思われる。

本案につき、一見明白ないしは証拠調べをすれば明らかな事案であれば問題は生じないが、供述の信用性、メールの解釈、データの改ざん等で紛糾するような事例も考えられるところ、そうした本案の審理と並行して、この秘匿決定に対する不服申立てがなされると、受訴裁判所としては、訴訟進行に影響が出る可能性も否定できない。本案の要件と秘匿の要件との重なり具合にもよるとはいえ、限界的事例もあり得るし、上訴審で判断が覆らないしは微妙に異なることが予想される。

受訴裁判所の裁判官に本案についての判断に専心してもらえるように、秘匿措置に関する不服申立てについては、本案判決の確定後に判断することができる（申立の時点での不服申し立てに対する判断を留保できる）ような策を設定ないしは運用とすることは可能かどうか検討して頂きたい。

- ② 秘匿措置による不都合が「攻撃防御方法」に対してのみ生じるのか、より広く「権利の実現」といったレベル（例えば「執行」等）に生じることもあり得ると考えるところ、不都合の対象について、表記方法をも踏まえて、検討頂きたい。
- ③ 例えば、要件欠缺にかかわらず、どうしても秘匿情報を被告に知られたくない原告が、仮に、裁判所で秘匿の要件欠缺で秘匿されないことが決定したら、現実に被告が閲覧する前に、ただちに、取下げや、書面を

撤回する形で、閲覧を回避できる手段を採り得るという規律は設けることは可能か。

### 3 (注) について

[意見]

留保つきで賛成する。

[理由]

除外事由による秘匿措置の取消により知り得た情報について、訴訟の追行目的以外の目的のために利用したり、他者に開示してはならないことは理解できるが、共同訴訟のように同じく原告あるいは被告となっている者の間では、当事者ごとに扱いが異なることはその実効性も含めて疑問であり、一律の扱いとすべきである。

## 第6 判決書における秘匿措置

### 1 追加試算本文について

[意見]

賛成する。

ただし、判決に基づく執行において支障が生じないのか、その点についての手当・説明も必要と考える。

[理由]

- ① 訴訟の提起や訴訟係属中の手続きにおいて秘匿措置が認められるのであれば、判決においてもその効果を喪失させないような対処は当然必要と考える。
- ② ただし、秘匿措置により判決書に「当事者」の住所や氏名が記載されないとした場合、執行にあたって、例えば預金債権を差し押さえるとした場合に金融機関は判決書に記載された当事者の属性情報により預金口座の名義人との同一性を確認していると思われるので、判決書だけでは執行ができなくなるのではないかと懸念される。

追加試算の第1を前提とすれば、判決書において秘匿される当事者の情報は原告に限られることになるため、被告の氏名及び住所は原告に判っており、被告の氏名等が不明という理由で執行上の問題が生じることはないと思われるが、原告の氏名等が判決書に記載されていないことによる執行段階の問題がある。

その場合、

- 判決書とは別に、執行用に判決書と紐づいた形で、当事者情報が記載された文書が本案裁判所から発行される、
- 執行裁判所が、前提となる訴訟の提起時に提出されている「原告表示書面」を確認することによって債権者（申立人）を特定する、

等といった、執行を含めた手続きに支障のない規律が定められるべきである。

- ③ なお、一番の問題は、加害者側が被害者側を訴える場合に、DV等支援措置がとられているために原告が被告の住居所を知ることができないというケースであるが、平成30年11月30日付の総務省事務連絡7頁に記載のとおり、執行裁判所又は執行官が、判決裁判所と同様に調査嘱託を行うなどの対応をとり、申立てや管轄の問題で支障が生じないようにする運用を続けるべきである。

## 第7 その他

### 1 追加試案本文について

[意見]

基本的に賛成である。

ただし、第6でも言及したように、特に執行手続きとの関係では、判決書に当事者属性情報が記載されないというのは大きな問題ではないかと考えるので、秘匿措置の民訴法の改正と同時に執行手続きに支障が生じないような規律をしっかりと定めるべきである。

[理由]

秘匿措置の必要性は、民事訴訟に限ることではないので、民事執行、人事訴訟や家事手続きでも検討することは必要である。

ただし、特に民事執行では、民事訴訟の結果と密接に結びついている手続きであるため、民訴法の改正と同時にかつ適切な規律が設けられるべきである。

### 2 (注1) について

[意見]

賛成である。

[理由]

上記のとおり、民事執行に支障をきたさないように法整備することが肝要である。

### 3 (注2) (注3) について

[意見]

賛成である。

[理由]

人事訴訟及び家事事件手続についても、秘匿措置の要請は民事訴訟と同様のものがあることから検討が進められるべきである。

[補足意見]

人事訴訟手続（特に離婚訴訟）及び家事事件手続（特に子の監護権をめぐる審判手続）において，証人が，敵対する当事者から危害を加えられるおそれのある場合が想定されるところ，証人の情報に関する秘匿の要請は、強いと考える。

以上

2021（令和3）年9月24日

東京弁護士会  
会長 矢吹 公敏 殿

東京弁護士会  
民事司法改革実現本部

## 回 答 書

2021（令和3）年8月27日付の東弁意照第17号について、当本部は、以下のとおり回答いたします。

### 第1 回答の趣旨【全体について】

「民事訴訟法（IT化関係）の改正に関する追加試案（案）」には概ね賛成する。  
ただし、被告訴訟代理人になろうとする弁護士が利益相反の有無を確認できるようにするための制度が必要である。

### 第2 回答の理由【全体について】

「民事訴訟法（IT化関係）の改正に関する追加試案（案）」は、DV被害者、犯罪被害者が、加害者に氏名、住所を知られることなく、損害賠償請求権を躊躇なく行使できるようにする。また、加害者が、DV被害者等に対して訴訟を提起し、訴訟記録を閲覧することによって被害者の住所等の個人情報を推知できることを防止する。これらのことを目的として個人情報の秘匿化が法制度上可能になるように民事訴訟法を改正するためのものである。

現状においても、DV被害者等が、加害者に対して、損害賠償請求訴訟を提起するときには、原告の住所に代えて代理人の事務所住所を記載する運用が事実上認められていることを考慮すると、被害者の個人情報の秘匿化を可能にするための民事訴訟法改正の必要性があることに疑問の余地はない。

そして、加害者は、訴状に記載された事実関係から、原告が誰であるかの推知が可能であり、それらの事実関係以外に原告の「氏名」「住所」が訴訟における攻撃防御に不可欠であるということは考え難い。

さらに今後、実施が予定されている裁判手続等のIT化が実現すれば、事件管理システムを用いて訴訟資料の送付、送達が可能になるので、原告の住所を訴状において明ら

かにする必要性は希薄化する。

それゆえ、訴訟当事者の個人情報の秘匿化を目的とする「民事訴訟法（IT 化関係）の改正に関する追加試案（案）」による民事訴訟法改正には許容性も認められるので、概ねこれに賛成するものである。

ただし、この制度が実現したときには、行きずりの犯罪被害者が原告となり、加害者を被告として損害賠償請求訴訟を提起した場合などを想定すると、被告にとって原告がどのような者であるかは分かるが（“あのとき”の被害者）、被告訴訟代理人になろうとする弁護士に対し、原告についてそれ以上の説明はできないので、弁護士は利益相反の有無の確認が事実上できないという問題が生じる。そのため、この問題についての制度的手当は必要である。

以 上

2021（令和3）年9月24日

東京弁護士会

会長 矢吹公敏 殿

犯罪被害者支援委員会

## 回 答 書

貴会からの2021（令和3）年8月27日付意見照会（東弁2021意照第17号）について下記のとおり回答いたします。

### 回答の趣旨

#### 1.（全体について）

犯罪被害者を保護するためには犯罪被害者個人を特定することができる情報を広く秘匿の対象とすべきであるので、秘匿の対象となる情報は、住所、氏名等に限ることなく、識別情報や推知情報等も含むべきである。また、犯罪被害者の氏名等の情報を秘匿する要件についても秘匿をできる限り広く認めるべきであるので、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」との要件から「著しい」の文言を削除すべきである。

犯罪被害者の氏名等を秘匿した場合の加害者（被告）の権利保護のため、インカメラ手続のような裁判所による判断を可能とする手続を整備すべきである。また、被告代理人となろうとする弁護士の利益相反の確認については、被告代理人となろうとする弁護士の氏名、所属事務所等を原告に伝えることで確認するのが望ましい。

#### 2.（主として第7について）

不服申し立てにより秘匿決定が取り消されることになった場合は、犯罪被害者に当該訴訟を取り下げるか否かの選択の機会が与えられるべきである。また、秘匿決定を申し立てたにもかかわらず、申立てが認められなかった場合も同様である。

不服申立権を第三者に認めるべきではない。

### 回答の理由

#### 1 秘匿決定の要件について

犯罪被害者の氏名、住所等の個人を特定することができる情報は広く秘匿の対象とすべきである。犯罪被害者は、一般的に、加害者に対する恐怖心などが

ら、加害者に自身の情報が伝わることを避けたいと考えるものであり、多額の損害賠償請求ができる事案であっても、加害者に自身の情報が伝わってしまうことを恐れ、民事訴訟を断念することもあり得る事態である。また、犯罪で被害にあった事実を第三者に知られたくないと考える犯罪被害者も少なくない。とりわけ、インターネット上で瞬時に情報が拡散する現代では、一旦犯罪被害者の情報が流出してしまうと取り返しがつかないことになる危険が大きいのであるから、民事訴訟において犯罪被害者の氏名等の情報を秘匿する必要性は極めて大きなものとなっている。

それゆえ、民事訴訟において犯罪被害者の氏名、住所等の個人を特定する情報（推知情報なども含む。以下、同じ。）の秘匿は広く認められるべきである。

ところで、本中間試案において、犯罪被害者の氏名、住所等を秘匿する要件として「社会生活を営むのに「著しい」支障を生ずるおそれ」があることを犯罪被害者が疎明することが求められている。しかし、「著しい」支障がどの程度の支障であるかが曖昧であるうえ、解釈によっては、氏名等の秘匿が認められる事案が極めて限定的なものになりかねず、犯罪被害者が民事訴訟手続の利用に躊躇を覚える原因になるおそれがある。よって、「著しく」の文言は削除すべきである。なお、この場合、民事訴訟法第92条第1項第1号との均衡が問題となるので、同号についても「著しく」を削除することを検討すべきである。また、損害賠償命令手続等その他の手続との関係でも平仄をあわせるよう検討がなされるべきである。

ただし、このように犯罪被害者の氏名等の秘匿を広く認めた場合、加害者側の防御権の保障の点と葛藤を生じることになる。結局は、情報の秘匿による利益と加害者側の防御にとっての重要性とを比較考量することになるであろうが、その際には、インカメラ手続のような裁判所による判断を可能とする制度が整えられるべきである。また、被告代理人となろうとする弁護士の利益相反の確認について、通常の訴訟のように被告において利益相反の確認ができないが、被告側に原告の情報が伝えられてしまう不都合を回避するべく、被告代理人となろうとする弁護士の氏名、所属事務所等を原告に伝えることで確認するのが望ましいと考える。

## 2 不服申立てについて

不服申立てに関して、前記のとおり、犯罪被害者は、加害者に対して自分を特定できるような情報が伝わるのであれば訴訟提起をしなかったと考える者も多々いるところである。それゆえ、訴え提起後に氏名等の秘匿の申立てが却下されたり、一度秘匿の決定がなされたにもかかわらず事後に取り消されたりした結果、加害者側に犯罪被害者を特定できる情報が伝わることは避けられる



べきである。このような場合に対応するためにも、氏名等の秘匿申立てを却下する場合や、秘匿決定後に同決定を取り消す場合等には、犯罪被害者が訴えの取下げをする機会を与えるなどして、加害者に犯罪被害者の氏名等の情報が伝わることを阻止する制度を整える必要があると考えられる。

また、本試案では第三者に不服申し立てを認めるが、第三者が不服申し立てを行う利益があるとは思われないのであるから、第三者に不服申し立て権を認める必要はないと思料する。

以上

2021（令和3）年9月24日

東京弁護士会

会長 矢吹公敏 殿

東京弁護士会

性の平等に関する特別委員会

## 回 答 書

2021（令和3）年8月27日付け意見照会（東弁2021意照第17号）に対する当委員会の回答は、以下のとおりです。

### 第1 意見を述べる範囲

被害者の身元識別情報を相手方に秘匿する必要がある場面としては、①性犯罪の被害者が加害者に対し訴訟を提起する場合、②DV等の加害者が被害者に対して提起した訴えにおいて、第三者が裁判所に提出した調査嘱託回答書等の中に被害者の現住所等の情報が記載されている場合、③暴力団員を被告として訴訟を提起する場合などが指摘されている（「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会報告書—被害者の身元識別情報を相手方に秘匿する民事訴訟制度の創設に向けて—」1頁）。

当委員会は、基本的に、配偶者又はこれに準ずる関係にあった者の間でDV等があった場合における、加害者と被害者との間の民事訴訟を念頭において、被害者の身元識別情報を秘匿する措置の要否等についての意見を述べる。

### 第2 典型的なDV事案において、被害者の身元識別情報を秘匿する措置を導入すべき範囲（追加試案（案）の第1、第2及び第3について）

## 1 結論

- (1) 典型的なDV事案においては、被害者が加害者に対する訴えを提起するに当たり、訴状及び送達場所等の届出における身元識別情報を秘匿する措置を導入する必要がある場合が考えられる。
- (2) 典型的なDV事案の加害者と被害者との間の訴訟において、囑託された調査の結果の報告の書面中、被害者の住所等に関する記載がされた部分について、秘匿する措置を導入する必要は認められる。

## 2 理由の要旨

- (1) **当事者（原告）を特定する要素としての訴状における氏名及び住所の記載について**

### ア 原告の氏名について

(ア) DV事案では、加害者と被害者は相互に面識があり、相手方の氏名を知っていることが通常である。

したがって、被害者が加害者に対し訴えを提起しようとするに当たり、加害者に氏名が知られることを理由として不利益を受けるという事態は、直ちには想定し難い。

(イ) もっとも、被害者が再婚し、新しい配偶者の氏を称しているような場合には、原告となるべき被害者の氏は、それ自体が、配偶者や子等の氏という、現に営んでいる生活に関する情報を含んでいる。被害者が訴訟を提起することでこの情報が加害者に知られ、新たに、生活の平穩を害されたり、害されることを恐れたりすることは考えられる。

そのため、上記のような場合には、現に称している氏を被告に秘匿したまま、訴訟を提起し、追行することができるべきである。

### イ 原告の住所について

(ア) 原告となるべき被害者の住所については、少なくとも、訴訟代理人が就いている場合には、訴訟代理人の事務所の所在地を原告の住所として

取り扱う実践が存在するものと理解している。住所の表示がこのようなものであっても、原告の氏名及び請求の原因に表れる原告と被告との関係等から、原告を特定することに支障はないと思われる。

(イ) もっとも、上記のような取扱いは、飽くまで、裁判所による事実上の運用に基づくものである。受訴裁判所が、原告代理人の事務所の所在地は原告の「住所」ではないとの立場を取った場合、訴状における当事者の表示が適式でないとして、訴えの提起が不適法とされる可能性は否定できない（民事訴訟法133条2項1号、民事訴訟規則2条1項1号参照）。

また、原告に訴訟代理人が就いていない本人訴訟の場合には、そもそも、上記のような方法を取ることはできない。DV等の被害者は経済的に困窮していることも多く、日本司法支援センター（法テラス）の援助を受けるなどしてもなお、訴訟代理人を立てることが容易でない場合も想定し得る。そのような場合、住所を被告に秘匿したまま訴訟を提起する必要があることは想定することができる。

(ウ) そのため、上記のような取扱いにつき、単なる事実上の運用として行うのではなく、民事訴訟法の規定に基づく正式な措置として行うようにできる必要があると考えられる。

## (2) 原告の送達場所としての住所等の届出について

原告を特定する要素としての住所と同様に、届け出られた原告の送達場所（特に、原告本人の住所、就業場所等である場合）を被告に秘匿すべき場合が考えられ、そのための措置を導入する必要が認められる。

## (3) 囑託された調査の結果の報告の書面について

ア 囑託された調査の結果の報告の書面中にDV等の被害者である当事者（原告と被告の場合の両方があり得る。）の住所やこれを推知させる情報が記載されており、相手方である加害者がこれを知ることによって被害者に

不利益を受けるおそれがあることがある。

イ このような場合、一定の情報又はその類型を指定した事前の申出、事後の申立て等により、上記情報について秘匿の措置を取り、加害者に知られないようにする必要がある。

### 第3 類型化の必要（全体について）

1 訴訟関係人に関する情報を本人以外の者に秘匿する必要がある場合として、①原告の氏名及び住所を原告以外の者に秘匿する必要がある場合、②原告の住所のみを原告以外の者に秘匿する必要がある場合、③（やや想定し難いが）原告の氏名のみを原告以外の者に秘匿する必要がある場合、④その他の場合が考えられる（証人の氏名等が原告の氏名を推知させるような場合は、それぞれの場合に含む。）。

このうち、例えば、①原告の氏名及び住所を秘匿する必要がある場合と、②原告の住所のみを秘匿する必要がある場合では、実際取るべき手続も異なってくると思われる。

また、DV事案は上記②、行きずりの犯罪被害の場合は上記①というように、必要となる措置は、事案により類型化することがある程度可能であると思われる。

2 また、当事者の私生活についての重大な秘密に関する現行の訴訟記録の閲覧等制限の制度（民事訴訟法92条1項1号）は、適用の有無及び範囲において裁判官の裁量によるところが大きいものと理解している。

第三者が訴訟記録を閲覧することができない場合とは異なり、原告に関する情報（特に、氏名）が被告に秘匿されることにより、被告の防御に支障が生ずる場合もあり得、秘匿措置の制度が恣意的に運用されることは好ましくないと考えられる。

3 そのため、①氏名及び住所を秘匿の対象とする場合、②住所のみを秘匿の対象とする場合などにつき、秘匿措置を取る事件の類型を例示し、ある程度定型

的な処理が行われ、予測可能性が確保されることが望ましい。刑事訴訟法 290 条の 2 第 1 項の規定は、その参考になる。

以上

2021年9月24日

東京弁護士会

会長 矢 吹 公 敏 殿

法制委員会

## 東弁 2021 意照第 17 号に対する回答

東弁 2021 意照第 17 号に関して、当委員会は、下記のとおり、回答します。

### 記

#### 1 結 論

全体について賛成する。ただし、本文に（注）が付された提案箇所については、性犯罪・DV等の被害者やその支援団体（以下「被害者等」という。）の意見をよく聴いて対応していただきたい。

また、制度の運用にあたっては、被害者等の意見をよく聴くとともに、秘匿された相手方に攻撃防御上の実質的な不利益が生じないように配慮していただきたい。

#### 2 理 由

##### (1) 全体について賛成の理由

ア 性犯罪・DV等の被害者が、加害者に氏名、住所又はその両方（以下「氏名等」という。）を知られることをおそれるのは自然な感情の発露といえ、氏名等を秘匿したいとの被害者の思いは社会への正当な要請である。

したがって、性犯罪・DV等の被害者についても一律に氏名等の公表を迫る民事訴訟制度は加害者への損害賠償を抑止する効果を有してい

るといえ、被害回復を妨げる制度をそのまま放置することは許されない。

こうした抑止効果は、損害賠償の制裁を受けることに対する加害者の不安を和らげるため、事件の予防や再発防止の観点（当該事件の被害者に限らず、第三者を含む。）からも深刻な問題だといえる。

イ 追加試案では、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを条件に、①訴状における秘匿措置、②送達場所等の届出における秘匿措置、③調査嘱託における秘匿措置、④証人尋問の申出における秘匿措置、⑤判決書における秘匿措置が設けられており、氏名等を知られたくない被害者が加害者に対し損害賠償請求を提起しやすい仕組みが整えられていると評価できる。

ウ 一方、氏名等が秘匿されると、秘匿された相手方は自己の攻撃又は防御に支障をきたしかねない事態も想定される場所であるが、追加試案では、除外事由による取消し制度を設けることで、裁判の公正さを担保しようとしている。追加試案の補足説明では、①氏名の秘匿と識別困難性による攻撃防御上の実質的な不利益、②住所の秘匿と管轄違いに関する攻撃防御方法上の実質的な不利益、③被害者の敗訴と既判力に関する攻撃防御上の実質的な不利益、④当事者識別推知情報記載部分の秘匿と情報の種類を知る機会の保障、⑤証人の秘匿と利害関係の有無に関する攻撃防御上の実質的な不利益の5つの観点から、攻撃防御上の実質的な不利益が想定される場面について分析・検討されており、被害者の氏名等の秘匿制度が、原則として、相手方に攻撃防御上の実質的な不利益が及ばないことが確認されている。

たとえば、氏名が秘匿されることが想定される、被害者と被疑加害者が顔見知りではない性犯罪を例に考えると、①犯人性が争われる場合には被疑加害者のアリバイなど、②性行為への同意の有無が争われる場合には被害者と被疑加害者の会話や通信記録など、③犯行態様が争われる場合には現場における被疑加害者の行為など、が裁判で争点と



されることが想定されるが、これらの争点に対する攻撃防御のために、一般的に、被疑加害者が被害者の氏名を知らなければならないということはない。

エ なりすまし被害の場合には、被疑加害者が反訴をすることが想定されるが、反訴被告（本訴原告）の送達場所は裁判所には明らかになっているので、反訴状の送達のために、反訴原告（本訴被告）が反訴被告（本訴原告）の氏名等を知る必要はない。反訴原告（本訴被告）は、審理の中でなりすまし被害であるとの事実が疎明された段階で、要件の欠缺による取消しを求め、それが認められれば、判決書にはなりすまし被害者の氏名等が記載されることになるので、その後の強制執行手続に支障が生じることはないと考えるが、追加試案の補足説明では、反訴提起について触れられていないので、今後の審議において検討していただきたい。

オ 以上から、追加試案の本文は、性犯罪・DV等の被害者が抱くおそれを払しょくする内容とされている一方、裁判の公正を確保する内容ともなっており、賛成する。

なお、本文の修正を求める（注）が付されている提案がいくつかあるが、もし今後（注）の意見を取り入れるか否かの議論をするのならその際は、性犯罪・DV等の被害者やその支援団体（以下「被害者等」という。）の意見をよく聴いて、相手方の攻撃防御上の実質的な不利益に配慮しつつ、秘匿の要件を厳格化したり、秘匿の範囲を狭める方向ではなく、被害者が民事裁判を利用しやすくする方向での修正を検討していただきたい。

## (2) 制度運用にあたっての留意事項

裁判所の秘匿措置決定に対する不服申立手続を設けることは、加害者や被疑加害者（以下「加害者等」という。）に対する手続保障の観点から必要なことであろうが、一方で、加害者が被害者の氏名等を知る機会となる。また、加害者による不服申立ては、その行為自体が被害者の氏名等を

知りたいという加害者の願望を被害者に伝えるメッセージ性を有している。したがって、不服申立制度の存在自体が、加害者への損害賠償を躊躇わせる動機付けとなるものであるといえるので、氏名等の秘匿制度の運用にあたっては、相手方の攻撃防御上の実質的な不利益に配慮しつつ、立法趣旨がないがしろにされないことがないように、被害者等の意見をよく聴いて慎重に対応していただきたい。

以 上

2021年9月22日

東京弁護士会

会長 矢 吹 公 敏 殿

子どもの人権と少年法に関する特別委員会

## 回 答 書

意見照会（東弁2021意照第17号）につきまして、当委員会にて検討の結果、特段の意見がございませんでしたのでその旨を回答いたします。

2021（令和3）年9月24日

東京弁護士会

会長 矢 吹 公 敏 殿

消費者問題特別委員会

## 回 答 書

2021（令和3）年8月27日付意見照会（東弁2021意照第17号）について、以下のとおり、回答いたします。

本照会に係る当事者等情報の秘匿措置は、制度自体には必要性を認めることができるが、「秘匿」が民事訴訟関連手続に大きな影響を及ぼすものであることに照らし、濫用的利用の防止に関する適切な手当て、制度適用の是非（要件具備の疎明の有無）の慎重な判断、防御権等の行使可能性の実質的確保などに関し、相手方当事者の権利利益に適切に配慮したものとなるようさらに要件等を検討すべきである。

以 上

2021年9月24日

東京弁護士会

会長 矢 吹 公 敏

民事介入暴力対策特別委員会

## 回 答 書

2021（令和3）年8月27日付け東弁2021意照第17号で意見照会のあった件につき、当委員会としては、以下のとおり回答します。

### 第1 原告情報の秘匿

1 秘匿措置の規律に概ね賛成である（第1の1～3）。

2 本文1（注3関係）－秘匿措置の対象

追加試案（第1の1）の注3の考え方に賛成する。

例えば暴力団組長を被告とする訴訟などにおいて、損害額の主張・立証のために、請求原因事実として原告又は関係者を識別又は推知することになる情報を記載せざるを得ないこともあり、それらの秘匿の必要性は高い。多くの場合被告の防御のために、原告又は原告関係者の属性情報が必要になることは少ないものと思われるが、仮に支障がある場合には、個別に必要性を踏まえた判断がされれば足り、制度設計としては、氏名及び住所のみならず、識別情報や推知情報についても、一律に秘匿の可能性を排除することなく柔軟に秘匿し得る制度とすべきである。

なお、原告（代理人）において、記載するかをコントロールできるという理由で、秘匿措置の対象情報を、第133条第2項第1号に掲げる事項（「当事者及び法定代理人」の記載）に限定し、請求原因事実の記載については、対象としないという見解もあるが、上記理由から適切ではない。

3 訴訟担当者

指定暴力団の組事務所使用差止請求事件などでは、付近の住民等を被訴訟担当者、認定を受けた各都道府県の暴力追放運動推進センター（適格都道府県センター）を訴訟担当者とする訴訟が提起されている（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律32条の4。法定任意的訴訟担当）。これらの訴訟では、被訴訟担当者を特定するための情報が記載されるが（現状、住所氏名のほか、それに代えて運転免許証番号や健康保険証番号での特定などを行っているが、後者は健康保険法改正等で利用できなくなっていることなどから、この点の重要性はより高まる）、それらの情報が秘匿

されるよう、明記されたい。なお、これらの事件においては、どこの誰かという属性は、応訴側においても防御のために必要というものではない。むしろ報復を恐れることで提訴を逡巡することは、法治国家における法の支配を後退させることにつながりかねない。

#### 4 被告代理人弁護士の利益相反の確認方法の方策

被告代理人弁護士が利益相反の有無を確認できるための方策も合わせて検討すべきである。もっとも、その方法としては、被告の代理人になろうとする弁護士の氏名及び所属事務所名・所在地等の情報を裁判所を通じて原告（代理人）に伝え、他の事件で依頼中の弁護士等でないこと（弁護士職務基本規程28条2号参照）の確認を得る制度などが考えられる。

被告の代理人になろうとする弁護士に限り、裁判所が被告本人に知らせてはならない旨の条件を付した上で氏名のみ【氏名及び住所】を開示する制度（刑事訴訟法299条の4第1項参照）は、民事事件の代理人になろうとする弁護士ということでは広範になりすぎ、適切ではない。

#### 5 原告住所に関する運用

現在の裁判所の運用では、犯罪被害者等からの訴え提起に当たっては、必要に応じ、「住所に代わる連絡先」として原告住所を秘匿し、代理人の事務所などを記載する方法が定着している。本秘匿制度の導入に伴い、住所の記載について、従前の運用を変更し、原告の住所を原告表示書面を裁判所に提出しなければならないこととなると、ヒューマンエラーや裁判所の決定如何によって、住所情報が相手方に伝わる可能性を排斥することができず、訴訟提起等を躊躇することにもなりかねない。当事者の住所の記載については、現行どおり柔軟な記載が認められる運用がされるものとすることを確認されたい。

### 第2 送達場所の届出における秘匿措置

送達場所等の届出における秘匿措置の規律を設けることに賛成である。

### 第3 調査嘱託における秘匿措置

- 1 調査嘱託における秘匿措置の規律を設けることに賛成である。
- 2 送付嘱託についても同様の規律を設けるべきである。

### 第4 証人尋問における秘匿措置

- 1 証人尋問の申出における秘匿措置の規律を設けることに賛成である。
- 2 証人自身の氏名等も秘匿できる規律を設ける注1の考え方に賛成である。

## 第5 不服申立て

- 1 秘匿措置の対象となるべき情報につき、秘匿措置をかけた上で、一定の場合に不服申立てによって取り消す旨の規律を設けることに賛成である。
- 2 取消の申立権はと自社に限るべきであり、第三者に申立権を認めるべきではない。
- 3 除外事由による取消（1の(2)）について

取消事由として「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」と記載されているが、如何なる不利益であっても取消事由になるとすれば、秘匿措置を設けた趣旨が灰燼に帰す。秘匿決定の理由として疎明された秘匿事由の「おそれ」が顕在化した場合に原告が被る不利益と、秘匿によって被告側が被る不利益とを比較し、前者を上回る程の不利益が存する場合を取消の基準とする旨明記すべきである。

## 第6 判決書における秘匿措置

判決書において秘匿措置の規律を設けることに賛成である。

## 第7 その他

- 1 民事訴訟手続以外の手続についても、同様の秘匿措置の規律を設けることに賛成である。
- 2 特に、民事保全手続にも秘匿措置の規律を設けるべきである。

以 上

東弁2021意照第17号  
2021（令和3）年9月24日

東京弁護士会  
会長 矢吹公敏 殿

法友会

## 回 答 書

2021年（令和3年）8月27日付け東弁2021意照第17号意見照会について、下記のとおり回答する。

なお、本回答書の見出し記号は、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案（以下「追加試案」という。）のそれに対応させた。

### 記

#### 第1 訴状における秘匿措置

##### 1 秘匿措置の要件

###### (1) 意見

反対する。秘匿措置の要件は、例えば、「民事訴訟法（以下「民訴法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分が被告に閲覧されることにより、被告によって、①原告の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされる恐れ、②原告の身体若しくは財産に害を加える行為がなされる恐れ、又は③原告を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる恐れがあるとき」とするなど、できるだけ明確かつ限定的に規定すべきである。

###### (2) 理由

###### ア 秘匿措置の要件

被告の攻撃防御にとって、原告及び法定代理人（以下「原告等」という。）の氏名及び住所に関する情報は有用であり、秘匿措置の要件を広げ過ぎるべきでない。追加試案は、刑事訴訟法第299条の3を参考に作られたものと思われるが、刑事訴訟では公益の代表者である検察官（検察庁法第4条）が秘匿措置を申し出るのに対し、民事訴訟では対立当事者が申



し立て、しかも、訴訟の提起段階では疎明資料が乏しいため、安易に秘匿措置が命じられ、被告が一方的に不利な地位に置かれる危険性がある。したがって、民訴法においては、秘匿措置の要件は、できるだけ明確かつ限定的に規定するべきである。

なお、（注1）については、同じ考え方に立って規定を設けようと志向するものであるが、その内容は限定的に過ぎ、原告が訴え提起を委縮する状況を十分に解消できない。前記①から③までを参考にしつつ要件を具体化するべきである。

#### イ 行為主体の明示

追加試案には、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」を生じさせる者を特定しておらず、被告以外の第三者によって生じさせる場合を含むと解されかねない。しかし、このような場合にまで秘匿措置の範囲を広げると、被告の関与しないところで被告の攻撃防御に制約が加わりかねない。そこで、前記のおそれを生じさせる主体が被告に限られることを明示すべきである。

#### ウ 法益の帰属者（「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれが生ずる者」の範囲）

（注2）は、「原告等の親族及び親族に類する者」が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれが生ずるおそれがある場合も秘匿措置を命じ得るとするものであるが、反対する。このような場合、通常、親族等に法益侵害のおそれが生じることによって原告等自身にも「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」が生じ、あるいは「原告を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる恐れがある」（前記③参照）といえる。したがって、あえて秘匿措置の要件に原告等の親族等に対する法益侵害行為がなされる恐れがある場合を含める必要性に乏しい。また、そもそも秘匿措置の制度は、性犯罪の被害者が訴えを提起したり、一般人が暴力団員等を被告とする訴えを提起したりする場合に、原告等の住所等を被告に知られることで被告による法益侵害行為を恐れて訴えに躊躇するのを防止する、換言すれば、実質的な裁判を受ける権利の保護、司法アクセスの充実を目的とする制度であって、広く人の法益を保護しようとする制度ではない。したがって、原告に対する法益侵害の危険性を離れて原告の親族等に対する法益侵害の危険性を要件に取り込むことは、本来の制度趣旨を逸脱する（これらの者の法益は仮処分等を

通じて守られるべきであり、民訴法を通じて守るべきものではない。)

2 原告表示書面の提出

賛成する。

なお、(注3)に訴状に推知情報の記載も不要とする考え方が示されているが、それでは被告の攻撃防御が制限されること甚だしいから、反対する。

3 原告代替呼称の決定

賛成する。

4 原告表示書面等の閲覧等の制限

賛成する。

5 秘匿措置の効果が及ぶ者の範囲

(1) 意見

追加試案は、秘匿措置決定の効果は、原告以外の全ての当事者及び第三者に及ぶことを提案するものであるが、この点は賛否の両意見が拮抗したので、両意見の要旨を以下に記載する。

(2) 理由 — 両意見の根拠

ア 賛成意見

暴力団員を被告とする訴えなどでは、訴訟経済、紛争の統一的解決のために通常共同訴訟を提起する必要性が高いことがある。このような訴訟において、秘匿措置の要件を充たさない者に秘匿措置の効果が及ばないとすれば、その者、特に共同被告を通じて秘匿措置を命じられた被告に伝わる可能性が生じ、これでは原告が安心して訴えを提起することができない。原告が躊躇なく訴えを提起できるためには、秘匿措置決定の効果を原告以外の全ての当事者に及ぶようにするべきである。

イ 反対意見

通常共同訴訟は、訴訟共同を強制されない訴訟類型であり、原告等としては、相原告又は複数被告を共同訴訟人として訴えを提起する必要はない。もし共同訴訟人を經由して秘匿情報が漏れるのを防ぎたいければ、共同訴訟を提起しなければ足りる。あえてこのような訴訟を提起した者のために、秘匿措置を命じられない被告の攻撃防御の機会が奪われることがあってはならない。

6 秘匿措置の効果

賛成する。

## 第2 送達場所等の届出における秘匿措置

### 1 秘匿措置の規律の必要性

賛成する。ただし、要件については、前記第1の1(1)のとおり、できるだけ明確かつ限定的に規定すべきである。

### 2 当事者送達場所等届出書面の提出

賛成する。

なお、(注)の届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける考え方に賛成する。迷惑メールの大量送信をする危険性のある者を被告にする訴えを委縮させないためには、前記規律を設ける必要性があるが、これに対して被告の攻撃防御に対する制約の程度はごく僅かにとどまり、甘受すべきである。

### 3 当事者送達場所等届出書面の閲覧等の制限

賛成する。

### 4 秘匿措置の効果が及ぶ者の範囲

前記第1の5のとおり、賛成、反対の両意見があった。

## 第3 調査嘱託における秘匿措置意見

### 1 秘匿措置の規律の必要性

賛成する。ただし、要件については、前記第1の1(1)のとおり、できるだけ明確かつ限定的に規定すべきである。

なお、(注)の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を引き続き検討することに賛成する。第三者によって裁判所に送付される文書は、送付嘱託に基づく送付に係る文書、文書提出命令に基づく提出に係る文書に限られない。尋問に代わって提出される書面(民訴法第205条)、鑑定人が書面で意見を陳述した場合のその書面(民訴法第215条第1項、第2項)、調査嘱託に基づく回答に文書が添付された場合のその文書(民訴法第186条)などもあり、これらにも秘匿措置を講じるべきことがあり得るから、これらの文書にも秘匿措置を講じ得る規律の提案をするべきである(抽象的に一般的規律を設ける、秘匿措置を講じる必要のある文書を具体的・網羅的に列挙するなどの立法の仕方が考えられる。)

### 2 調査結果の報告に係る書面の閲覧等の制限

賛成する。

3 秘匿措置の効果が及ぶ者の範囲

前記第1の5のとおり，賛成，反対の両意見があった。

第4 証人尋問の申出における秘匿措置

1 ないし4 証人尋問の申出における証人の住所等の記載の秘匿措置

(1) 意見

本文並びに（注1）及び（注2）の考え方に反対する。

(2) 理由

ア もともと秘匿措置の制度は，前記第1の1(2)ウのとおり，原告の裁判を受ける権利を実質的に行使可能にする制度であって，広く人の法益を保護しようとする制度ではない。したがって，証人等の法益侵害の恐れを理由に秘匿措置の制度を設ける本文の試案は，本制度の目的を逸脱する。

イ また，（注1）は，証人の住所等の秘匿措置を設ける考え方であるが，前記アと同様，本制度の目的を逸脱しているし，証人の住所等が分からないと，証拠調べの要否に関する判断（民訴法第181条第1項参照）ができない，証言拒絶権の行使（民訴法第196条第1号参照）の適法性に関する判断ができないだけでなく，証人に対する反対尋問が不十分になる，有効な反対尋問をなし得ないなど，被告の攻撃防御の機会を著しく奪う可能性がある。不服申立て（秘匿措置の取消し）をしようにも，相手方当事者（原告）以上に，被告には攻撃材料を集めるのが困難であり，不服申立てによって濫用を防止することが困難である。したがって，（注1）の考え方に反対する。

ウ さらに，（注2）は，書証の申出（民訴法第219条）として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分の秘匿措置を設ける考え方であるが，これもまた本制度の目的を逸脱しているし，被告に文書の原本中の作成名義人が分からないと，文書の成立の真正に関する意見を述べ得ないだけでなく，文書の証拠価値に関する攻撃防御をすることができない。

（注2）の考え方が実現される場合の弊害が大きく，反対する。

第5 不服申立て

1 秘匿措置の取消し

(1) 要件の欠缺による取消し

ア 意見

賛成する。ただし、申立権者に第三者を含めることについては、賛否の両意見が拮抗したので、両意見の要旨を以下に記載する。

イ 理由

(ア) 賛成意見

民訴法第91条第1項は、憲法上の要請と捉えられておらず、立法政策で訴訟記録の閲覧の制度を設けることが可能である。

第三者に不服申立てを認めるときは、被告が第三者を通じて不服申立てをする、多数の第三者に呼びかけて濫用的な不服申立てをする可能性があり、原告がこれらの対応を強いられかねない。秘匿措置が命じられる被告の中には、粘着気質の者もあり、第三者を通じて秘匿情報を入手しようとする濫用的な事例を軽視するべきでない。

秘匿措置を命じられた被告には不服申立権が認められるのであり、被告が申立てをしたときは、それを通じて秘匿措置の要件の充足が改めて審理される。被告がその申立てをしない場合に、訴訟当事者でない第三者に不服申立て認める必要性はない。

(イ) 反対意見

訴訟記録の閲覧は、誰でも請求することができる（民訴法第91条第1項）。この規定は、憲法第82条第1項の一般公開主義から当然に導かれるものではないにしても、その趣旨をより実質化するものと評価されている。そして、この閲覧請求には、特定の合理的な根拠に基づく必要は求められていない。秘匿措置の制度は、これに対する例外であるから、その要件を欠く場合に、あえて第三者の取消申立てを否定する理由はない。

民訴法第92条第3項は、秘密保護のための閲覧等の制限が加えられている場合に、第三者の不服申立権を認めており、秘匿措置がとられた場合も、同様の規律にするべきである。

マスコミ、学者等の第三者が、秘匿情報を入手したり、これをもとにヒアリング、取材等をしたりする機会を奪うべきでない（これらの必要性の高い場面に限って、第三者の申立てを可能とすることも一応考えられるが、その線引き（要件定立）をするのは困難である。）。

原告が秘匿措置を申し立てた場合に、相手方である被告があえて要件を

争わない訴訟態度をとることもある。このような場合は、第三者の申立てを通じて、秘匿情報とされたものの公開を実現するべきである。

(2) 除外事由による取消し

ア 賛成する。ただし、「攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」という要件は規範的であり、具体例を示すなど裁判所の判断が裁量的にならないための工夫を検討するべきである。

なお、秘匿措置は、民訴法第133条第1項の例外として、原告が秘匿措置の要件を疎明してはじめて発令されるのであるから、不服申立手続においても、この証明責任は維持されなければならない。追加試案の内容は、この点が曖昧のように読め、法制化に当たっては、この点の留意を求めたい。

イ 情報の目的外利用の禁止

(注)の除外事由の取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用すること等を禁じる規律を設ける考え方に賛成する。情報を入手した当事者が、その情報を他の当事者に提供し、あるいはインターネットで拡散するなどした場合、秘匿措置の規律が潜脱されかねない。

(3) 意見の聴取

賛成する。

(4) 裁判の確定

賛成する。

2 即時抗告

賛成する。

第6 判決書における秘匿措置

賛成する。

第7 その他

賛成する。

以上

東弁2021年意照第17号

2021年9月26日

東京弁護士会  
会長 矢吹公敏 殿

法曹親和会

## 意見書

法曹親和会は（以下「当会」という。）は、東弁2021年意照第17号（以下「本意見照会」という。）に対し、次のとおり意見を述べる。

### 第1 全体についての意見

各論点に対する意見の前に、まず、追加試案全体に対する意見（検討方法も含めて）について述べる。

#### 1 想定しているケースの明確化が必要（検討方法その1）

追加試案第1～第7は、いずれも民事訴訟法（IT化関係）等の改正に伴う、秘匿事項に関する規律の追加について提案するものである。規律の追加について検討するに際しては、念頭においているケースが、原告が被害者であるケースであるのか、被告が被害者であるケースであるのかによって、重視すべき点が異なってくることから、論者が想定しているケースが、原告が被害者のケースか、被告が被害者のケースかを明確に区別したうえで、議論をすることが不可欠である。

#### 2 立法事実を具体的に提示することが必要（検討方法その2）

規律の追加について検討するに際しては、抽象的な概念論で議論するのではなく、意見を裏付ける事実（立法事実となる具体的なケース等）を示すことが必要である。

- 3 被害者保護と相手方当事者の攻撃防御の機会の保障のバランスが必要  
犯罪の被害者等について、氏名、住所その他の身元識別情報を相手方当事者に対しても秘匿することができる制度の創設が必要であるが、他方、相手方当事者の攻撃防御の機会にも配慮する必要がある。
- また、結果において、現在の秘匿事項に関する運用が後退するようなことがないようにすることが必要である。

## 第2 追加試案の各規律についての意見

- 1 「第1 訴状における秘匿事項」についての意見
- (1) 追加試案による規律の追加に基本的に賛成であるが、下記の点につき、意見がある。
- (2) 追加試案では、民事訴訟法133条2項1号（訴状における当事者、法定代理人の記載）を秘匿できる要件として、「社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある」という点が上げられているが、「著しい」という顕著性の要件があると、秘匿が認められるケースが必要以上に狭められてしまうおそれがある。むしろ、刑事訴訟法290条の2第3項（被害者特定事項の非公開）、同299条の2（証人等の安全配慮）等の刑事訴訟法の表現を参考にして「本人若しくはその親族の身体若しくは財産に外を加え、又はこれらの者を畏怖・困惑するような行為をされるおそれ」がある場合には、秘匿が認められるべきである。
- (3) また、人事訴訟法35条2項（事実調査部分の閲覧許可）及び家事事件手続法47条4項（家事事件記録の閲覧の制限）に定める「当事者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ」という要件は、DV被害者が隠している住所を知られる場合等を想定した規律であることから、私生活の平穩のみならず、業務の平穩も含めて、当事者事項の秘匿を検討すべきである。



## 2 「第2 送達場所等の届出における秘匿事項」についての意見

- (1) 追加試案に基本的に賛成であるが、以下の点につき意見がある。
- (2) 追加試案では、秘匿の要件として「当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれ」が掲げられているが、上記、1の訴状における当事者、法定代理人を秘匿できる場合の要件についての意見同様、「著しい支障」という顕著性の要件では、適用が絞られすぎる運用がなされるおそれがある。したがって、他の法令等を参考に、「著しい」という表現をより具体的に、「支障」を「平穩を害する」等の表現にすることより柔軟な運用ができるようにすべきである。

## 3 「第3 調査嘱託における秘匿事項」についての意見

- (1) 調査嘱託の回答書の記載内容は、保護法益の主体（DV被害者等）たる当事者がコントロールできるものではないことから、調査嘱託においても、秘匿措置(当事者識別推認情報も対象に入れる)を設けることに基本的に賛成である。ただし、下記の点につき意見がある。
- (2) 秘匿の要件については、上記1、2と同様の「当事者若しくは法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれ」が要件となっているが、柔軟な運用ができるように、他の法令の例も参考に、整備をするべきである。
- (3) また、調査嘱託のみならず、送付嘱託、文書提出命令でも同様の問題が生じることから、これらの手続きに関しても、秘匿措置を設けるべきである。
- (4) 共同原告や共同被告がいる場合の秘匿措置のあり方についても、整備するべきである。

#### 4 「第4 証人尋問の申出における秘匿措置」についての意見

(1) 秘匿の対象は当事者識別情報のみならず、当事者識別推認情報も含まれるとすることに賛成であるが以下の点につき意見がある。

(2) 追加試案の保護法益の帰属主体は、当事者・法定代理人とされ、これらの者が「社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれ」があることが要件とされている。

① しかし、要件が厳格に過ぎないかという点は、上記1～3と同様の問題がある。

② また、保護対象が当事者・法定代理人となっているが、たとえば、性的犯罪の被害者が同種の他の案件で証人として証言する場合や、反社会的勢力を当事者とする事件で、第三者が証人となる場合等は、証人自身を保護法益の帰属主体とする必要性があると言えるので、証人自体を保護する観点からの秘匿措置についても検討するべきである。

更に、証人として証言する場合のみならず、陳述書等を証拠として提出する場合の作成者名義の秘匿についても同様の問題があるので、検討が必要である。

#### 5 「第5 不服申し立て」についての意見

(1) 秘匿措置を取り消す場合、秘匿措置の却下及び取消に対する即時抗告の手続きを定めることには基本的に賛成であるが、以下の点につき意見がある。

(2) 除外事由に基づく取消の効果は相対的効力しかないが、相対的に秘匿措置を取り消されて情報を、これを得た者が第三者に流してしまえば、相対効とした意味がなくなるので、それを防止するための措置を設けるべきである。

(3) 要件欠缺による取消の申立主体に、第三者も入れることで、取消を求める者が際限なく広がる恐れがあることから、取消を求めることができる第三者を、合理的な利害関係を有する者（取消を求める必要性を疎明することができる者）に限るなどの措置が必要である。

#### 4 「第6 判決書による秘匿措置」について

上記1～4に基づく秘匿措置に対応して、判決書にも同様の措置を講じるものであり、賛成する。

#### 5 その他の意見

今回の秘匿措置は民事訴訟法につき改正を行うものであるが、秘匿措置を設ける必要がある手続きとしては、民事執行手続、人事訴訟手続、家事事件手続等も考えられる。民事訴訟法を引用することで、そのまま適用が可能な場合もあるが、当事者主義を基本とする民事訴訟手続と、職権探知主義を基本とする他の手続きにおいては異なる取り扱いもありうるので、慎重に整合性等を検討するべきである。

以上

2021年9月24日

東京弁護士会

会長 矢吹公敏 殿

東京弁護士会期成会

## 回 答 書

2021年8月27日付意見照会（東弁2021意照第17号）に対する回答は、下記のとおりです。

### 第1「訴状における秘匿措置」について

（意見）賛成する。

性犯罪やDVの被害を受けた者をはじめ、相手方に氏名または住所を知られることによって引っ越しや退職を余儀なくされる、ショックで精神状態が悪化する（被害後から少しずつ改善してきていたのに「加害者に名前が知られている」と知ったことで急激に状態が悪化し、自宅から出られなくなってしまった例など）など、社会生活に著しい支障を生じる場合は現実に存在する。被害を受けた当事者にとっては、相手方に氏名や住所を知られることはそれ自体で著しい恐怖であり再被害である。

住所を知られることによる再被害の恐怖は当然であり、氏名だけであっても、インターネットで検索すればいくらかでも個人情報が出てくる時代であり、実害のおそれは無視できない。仮に現時点でインターネット上に名前が出ていなくても、未来永劫実名を公に出して活動することが困難となる。

上記支障がある者の裁判を受ける権利の行使の機会を萎縮させないようにするため、秘匿制度の導入には賛成する。

但し、検討を要すべき点もある。すなわち、訴訟の中には、当事者双方が相手方

に対し権利主張するケースもある。不当訴訟として反訴を提起するケースや、喧嘩による損害賠償請求のケースなどである。これらの（本訴）被告とされた者が自身の権利・名誉を回復するために提起する訴訟では、原告の氏名住所不明のままだと自己の攻撃防御方法を十分に行使できない可能性がある。これらの可能性を理由に秘匿制度の導入を反対するものではないが、個別具体事例において柔軟な運用を可能とする一部解除条項などを設けたらどうであろうか（以上の但書以下は、第2ないし第6に対する意見でもある）。

## **第2「送達場所等の届出における秘匿措置」について**

（意見）賛成する。

## **第3「調査囑託における秘匿措置」について**

（意見）賛成する。

原告の氏名住所を秘匿する以上、裁判所の調査囑託の結果に原告の氏名住所やこれを推知させる情報が記載されているものが相手方に閲覧されてしまっただけでは意味がない。

## **第4「証人尋問の申出における秘匿措置」について**

（意見）賛成する。

証拠の実質的内容にわたらない部分をマスキングした上での立証は現在の訴訟実務上も行われている。

単なる氏名・住所情報はこれを秘匿して実質的な防御上の不利益が生じる（反対尋問が適切にできない）ような場面は限定的であるし、そのような場面では不服申し立て（除外事由による取消）で対応すればよい。

また、証人自身の事由で秘匿措置を取れるとすることについても賛成する。

証人の氏名住所が相手方に明かされることにより、証人自身のプライバシーやケ

ースによっては危害を加えられることをおそれて証言を躊躇する場合はある（暴力団を相手方とする訴訟、複数事件を起こしている加害者に対する他の被害者等）。そのために当事者が請求を断念し、裁判を受ける権利が保障されないという事態は避けるべきである。

#### 第5「不服申し立て」について

（意見）賛成する。

#### 第6「判決書における秘匿措置」について

（意見）賛成する。

#### 第7「民事訴訟以外の手続」について

（意見）家事・人事事件について、民事事件に「準じた」秘匿措置の制度導入には賛成できない。家事・人事事件では、民事事件とは別個に、秘匿措置の制度の対象・要件・方法等を検討して、秘匿制度を導入すべきである。

民事事件と家事・人事事件については別異に考える必要があるのではないかという意見があった。原告の請求権の存否を判断する民事事件と異なり、家事・人事事件は対立する権利関係が必ずしも一方方向ではない。また、家事・人事事件では少なくとも氏名を秘匿する必要性に乏しいことが多い。そうすると「第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする」という単純な方向性は必ずしも適切ではない。

これに対し、家事・人事事件こそ、特に住所秘匿の必要性が高いケースが多いため、制度としては絶対に必要との意見もあった。

そこで、単純に民事事件に「準ずる」秘匿措置の導入には賛成できないが、秘匿措置の必要性が高いことを前提に、家事・人事事件における秘匿制度の対象・要件・方法等を検討した上で、秘匿制度を導入すべきである。

2021年9月24日

東京弁護士会

会長 矢吹 公敏 殿

法友全期会

## 回答書

2021年8月27日付東弁2021意照第17号の意見照会について、当会は以下のとおり回答いたします。以下に記載した各意見は、当会会員から寄せられた意見を列挙したものとなります。

### 記

#### 1 追加試案（案）第1について

秘匿措置の規律を設けることについては賛成しつつ、以下のとおりの意見があった。

##### (1) 秘匿の範囲について

被告の攻撃防御の観点から、氏名は秘匿の範囲から除外するべきである。

##### (2) 秘匿の要件について

追加試案（案）第1本文1の「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」との要件に関して、追加試案（案）の文言に賛成する意見、明確化を求める意見があった。

##### ア 追加試案（案）の文言に賛成する意見

秘匿措置の規律を設けた趣旨から、氏名等の開示が犯罪被害者等の訴訟提起、追行の支障となるのを防ぐ必要があるため、要件は抽象的なものとして裁判所の裁量にゆだねるべきである。他方で、不服申し立ての制度が設けられているので、相手方の利益が不当に侵害され

ることではないと考えられる。

#### イ 要件の明確化を求める意見

「社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあること」との要件では抽象的であって、裁判所の裁量が大きくなり、予測可能性が確保できないおそれがある。したがって、要件を明確化すべきである。

明確化する場合、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」に加えて、「名誉」「財産」にも考慮したものにすべきである。

#### (3) (注2) に対して

原告及び法定代理人ではなく、親族及び親族に類する者が独立して、社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれのある場合（この要件については前記(2)記載の意見があるところである。）が具体的に想定しにくく、必要性に疑問があるので、想定している場面及び規律を設ける必要性について検討されたい。

#### (4) (注3) に対して

反対する。

推知情報の記載の有無、記載内容は原告において調整することが可能であり、また裁判長による訴訟指揮権の行使により請求原因の特定が可能であると考えられるので、推知情報については秘匿措置の規律を設ける必要性がないものと思われる。

## 2 追加試案（案）第2について

### (1) 本文1の秘匿の範囲及び要件について

本文1の秘匿の範囲及び要件に関する意見は、前記第1項(1)及び(2)のとおりである。

### (2) (注) について

賛成する。

本人訴訟において、通知アドレスに個人名等を加えている場合、通



知アドレスの開示により，個人の特定に至る場合があると考えられる。

### 3 追加試案（案）第3について

（注）について

調査嘱託における秘匿措置には賛成するとともに，送付嘱託，文書提出命令に基づいて提出される文書等においても秘匿措置の規律を設けることを検討されたい。これら文書が裁判所の記録となり相手方の目に触れる可能性があることは調査嘱託の場合と同様であり，別異に取り扱う理由が見当たらない。

### 4 追加試案（案）第4について

証人の氏名等が明らかになることにより原告の特定に至るような場合，原告の氏名等について秘匿措置の規律を設けた趣旨が失われるおそれがあるため，証人の氏名等について秘匿措置の規律を設けることには賛成の意見が多くあったが，（注1）及び（注2）の証人について社会生活に著しく支障が出る場合（この要件については前記（2）記載の意見があるところである。）に秘匿措置の規律を設けることについて賛成意見と反対意見があった。

#### （1）反対意見

秘匿措置の規律は，原告及び法定代理人が氏名等の開示により訴訟の提起，追行に支障が生じるのを防ぐために設けられたものであるもので，証人のみ秘匿措置の規律を設ける必要性に疑問がある。

証人の氏名等が明らかでない場合で，陳述書の準備もされないような場合，反対尋問の準備もままならず，攻撃防御に支障が生じる。また，その証人が，例えば犯罪の目撃者である第三者だとされる場合，第三者であるか，原告との関係はないのかなどについて，氏名等が明らかでないために調査の機会が失われる可能性がある。

#### （2）賛成意見

証人の確保のため、秘匿の必要性があれば秘匿措置を認めて良い。ただし、攻撃防御に支障が生じ、反対尋問が適切に行われないことを防ぐ必要はあり、例えば反対尋問のために別途期日を設けるなどの訴訟指揮権が適切に行使される必要がある。証人が第三者であるか否かについては反対尋問を通して信用性があるかを判断することになると思われる。

## 5 追加試案（案）第5について

### （1）不服申立権者に第三者が含まれていることについて

不服申立権者に第三者を含めることについては反対である。

秘匿措置の規律は、原告及び法定代理人が氏名等の開示により訴訟の提起、追行に支障が生じるのを防ぐために設けられたものであって、攻撃防御の観点からは不服申立権は当事者に与えれば十分であると考える。不服申立権を第三者に与えることによって、濫用的申立て、訴訟遅延等を引き起こすおそれも大きい。

裁判の公開の原則があるが、これは訴訟記録の公開までを含むものではないと解釈されていること、第三者の記録閲覧の利益と原告らの氏名等の秘匿の利益を比較して前者が優位に立つものではないと考えられることから、かかる意見に影響を与えるものではない。

### （2）（注）について

秘匿措置の除外事由の取消しの裁判が効力を生じる場合（本文1（2）イ後段の場合を除く。）、取消しの申立てをした当事者のみに生じるので、申立てをした当事者等が取消しにより知り得た情報を訴訟追行の目的以外の目的のために利用し、または他の者に開示してはならないとの規律を設けることに賛成する。

## 6 追加試案（案）第6について

秘匿措置の規律を設けた趣旨から、判決書にも秘匿措置の規律を設け

ることに賛成する。

#### 7 追加試案（案）第7について

民事訴訟手続以外の手続，民事執行手続，人事訴訟手続，家事事件手続についても，秘匿措置の規律を設けることに賛成する。秘匿措置の規律を設けた趣旨に沿って，各手続において必要かつ適切な秘匿措置の規律を検討されたい。

以上

2021（令和3）年9月24日

東京弁護士会

会長 矢吹公敏 殿

親和全期会

## 回 答 書

2021年8月27日付東弁2021意照第17号についての回答は以下のとおりである。

### 意見の趣旨

追加試案第1（訴状における秘匿措置）について

訴状における秘匿措置が採られた場合には、当該秘匿措置を維持しつつ原告に対する反訴又は別訴を可能とする制度を設けるべきである。

例えば、原告に対する反訴又は別訴を提起する際の書面においては、反诉被告又は別诉被告の氏名又は名称に代えて原告代替呼称を記載し、当該被告の住所について住居所不明と記載することを認めるべきである。

### 意見の理由

訴状における秘匿措置が採られるようなケースでは、被告から、原告に対し、名誉棄損・業務妨害などの不法行為を原因として反訴や別訴を提起しようとする考えられる。

このようなとき、反訴状や別訴の訴状に反诉被告・別诉被告の氏名又は名称及び住所を記載しなければならないものとするれば、本来秘匿されるべき事項を反訴原告・別訴原告に探索させることにつながり、制度趣旨に反する。また、秘匿措置がなければ行使できた反訴原告・別訴原告の訴権を制約する不公平な扱いとも評価され得る。一方、裁判所においては、反诉被告・別诉被告の特定は容易であり、氏名又は名称及び住所の記載は不要と考えられる。

なお、既存の類似の制度として「被告等の住所を住居所不明と記載した訴状等と共に、被告等の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告等の住所を調査することができない事情を報告する資料を提出」する運用が認められている（追加試案第3補足説明2(1)、平成30年11月30日最高裁判所事務総局発事務連絡参照）。訴状における秘匿措置が採られる場合にも、同様の手当をすべきである。

以 上